

年金審査課

年金審査課は、被保険者等からの年金記録の訂正請求を受け、関係する法人や行政機関などへの調査や関連資料の収集を行い、東海北陸地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

1. 概要

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なる場合、将来受け取る年金額が少なくなることがあります。そのため、記録に誤りがあると思われる場合は、年金記録の訂正請求を行うことができます。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査を行うとともに、有識者で構成される東海北陸地方年金記録訂正審議会への諮問・答申に関する事務及び当該審議会の運営を行っています。

2. 実績

(1) 訂正請求受付状況（令和7年度）（単位：件）

国民年金	28
厚生年金保険	1,000
計	1,028

(2) 処理状況（令和7年度）（単位：件）

	処理件数	東海北陸厚生局で処理				日本年金機構で記録訂正	取下げ等
			訂正決定	不訂正決定	請求却下		
国民年金	24	22	2	20	0	0	2
厚生年金保険	815	60	46	14	0	720	35
合 計	839	82	48	34	0	720	37